

命を守るセーフティネットとして

国立病院の 機能強化を

国立病院(国立病院機構・国立高度専門医療研究センター)は、47都道府県に設置され、国民の命を守るセーフティネットの役割を担っています。国立病院の地域で果たす役割を明確に位置づけ、感染症の急拡大や災害などの緊急時にも対応できる体制を平時から整備することが地域医療の充実につながります。

国立病院機構

●印140病院

国立高度専門医療研究センター

●印6センター8病院

重症心身障害や 神経・筋難病など

国立病院は、結核、重症心身障害、筋ジストロフィーなど、他の設置主体では体制整備が困難な分野を全国で支え、国民の命を守るセーフティネットの役割を果たしています。

全国ネットワークで 地域医療を支える

全国ネットワークをいかして、がんや救急医療、周産期医療、精神医療、へき地医療等、地域医療を支えています。

国立高度専門医療研究センターは、国民的な医療課題である、がん、精神・神経、成育、国際感染症、長寿、循環器の分野で、日本のナショナルセンターとして、高度専門医療・研究開発・情報発信や教育研修を担っています。

災害医療や 新興感染症

国立病院は、災害や新興感染症発生などの緊急事態に、国の要請に応じて必要な医療を提供することが法律に定められています。

日本全体の災害医療の拠点として、全国ネットワークを生かして、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣するなどの対応を行っています。

診療事業への 運営費交付金ゼロ

国立病院機構の運営費交付金は、2012年度から診療事業の補助がゼロに、2021年度には、全廃されています。また、2004年の独立行政法人化以降、総病床は約7,500床、結核は約3,000床も減少。

国民の命を守るため、充実・強化こそ必要です。

国立病院の 機能強化を求める

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

国会請願署名

請願趣旨

世界を席卷した新型コロナウイルス感染症の猛威は日本の医療提供体制の課題を露呈しました。感染症法の見直しで5類感染症となり、平時を取り戻しつつある今だからこそ、コロナ禍でおきた教訓に学び感染症や災害時医療に備えた平時からの医療体制の強化が求められています。

公的病院の中で唯一47都道府県にある国立病院は政府方針の下で独立行政法人化され、自取自弁による運営が強いられています。しかし、国立病院が担う医療分野はセーフティネット医療であり、民間に委ねた場合継続が難しい不採算医療です。

2024年第213回通常国会において「国立病院の機能強化を求める請願」が衆議院本会議において全会派一致で採択がなされました。これは国民のいのちを守る国の医療機関として、そもそも担う医療使命と、いつ起こるかわからない新興感染症や災害時の医療対策に備えた運営を国の責任で行うことを求めたものです。

私たちは国立病院がセーフティネット医療の遅滞なき遂行と、地域医療においてより重要な役割が果たせるよう機能強化できる具体的措置を求めるものです。国民の願いである「いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる」体制の確立に向け、以下の事項について請願するものです。

請願項目

- ① 国民のいのちを守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実をはかるため、国立病院を機能強化すること。
- ② 全国ネットワークをいかに、国立病院が新興感染症や災害医療対策において、十分な役割を発揮できるよう対策を講じること。
- ③ 第213回国会での請願採択をふまえ具体的対策を講じること。

氏名	住所
	住所は都道府県から所番地まで省略せず、正確に記入をお願いします。「//」「同上」などは使用不可となります。
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用することはありません。